

令和7年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

当組合の職員は、地方自治法第252条の17の規定による伊豆市、伊豆の国市からの派遣職員で構成されており、職員は派遣元の市と当組合との身分を併有しています。

(1) 職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区 分			令和7年度
職員数	派遣元	伊 豆 市	2人（0人）
		伊豆の国市	2人（1人）
	総 数		4人（1人）

※ 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員定数条例による定数は6人
（ ）内はうち女性職員数

(2) 職員の任命等の状況

区 分	併任発令者数 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)
人 数	4人

(3) 年齢別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	25歳未満	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上
職員数(人)	0	0	0	0	0	1	2	1	0
構成比(%)	-	-	-	-	-	25.0	50.0	25.0	-

(4) 職員の平均年齢（令和7年4月1日現在）

52.0歳

2 職員の給与の状況

(1) 職員の給与の状況

派遣されている職員の給与は、派遣元の市から支給されています。

なお、支給額等に相当する人件費を当組合から派遣元の市へ負担金として支払うことにより、派遣職員の給与は当組合が負担しています。

令和7年度人件費負担金支出額

伊 豆 市 分	17,297,229円
伊豆の国市分	18,028,439円
計	35,325,668円

(2) 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

職 名	給料・報酬の額
管理者	年額24,000円
副管理者	年額18,000円
議長	日額 6,000円
議員	日額 5,000円
監査委員	日額 7,000円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

職員の勤務時間は、1週間につき38時間45分とし、勤務の割振りは、月曜日から金曜日までとしています。また、1日の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとし、その途中に1時間の休憩時間を設け、7時間45分としています。

(2) 休暇の状況

休暇には、年次有給休暇、病気休暇、介護休暇・介護時間、組合休暇及び特別休暇があります。休暇の内容及び取得状況は次のとおりです。

ア 年次有給休暇

年次有給休暇は、1年（1月1日から12月31日まで）につき20日与えられます。年の中途で採用された職員には、その年の在職期間に応じて日数が決められます。また、当該年に使用しなかった年次有給休暇は、20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

令和7年度における取得状況（平均使用日数）は、1人当たり16日でした。

イ 病気休暇

職員が、負傷又は疾病のため療養する必要があるため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇です。

令和7年度における取得はありませんでした。

ウ 介護休暇・介護時間

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病、老齢等により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇です。

介護時間は、連続する3年の期間内において、1日の勤務時間の一部（1日につき2時間を超えない範囲内）につき、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇です。

いずれも令和7年度における取得はありませんでした。

エ 組合休暇

組合休暇は、登録された職員団体の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務等に従事する場合に、30日の範囲内で認められますが、その間は、無給となります。

令和7年度における取得はありませんでした。

オ 特別休暇

理 由	特に承認を与える期間
1 選挙権等の公民権行使	必要と認められる期間
2 裁判員、証人等として官公署への出頭	必要と認められる期間
3 9歳に達する日以後の最初の3/31までの間にある子の看護	1年において5日の範囲以内
4 要介護者の介護、介護の付添い、要介護者が介護サービスを受けるための手続の代行	1年において5日の範囲以内
5 骨髄移植のためのドナー登録又は骨髄液の提供	必要と認められる期間
6 ボランティア活動	1年において5日の範囲以内
7 結婚休暇	連続する5日の範囲内
8 不妊治療のための通院等	1年において5日（体外受精の場合にあっては、10日）の範囲内
9 産前休暇	出産予定の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前から出産の日までに申し出た期間
10 産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
11 生後1年に達しない子の保育	1日2回それぞれ30分以内
12 配偶者の出産	2日以内
13 配偶者の出産予定日6週間前（多胎妊娠の場合は14週間）から出産日後1年を経過するまでの期間における当該出産にかかる子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育	5日の範囲以内
14 職員の親族の死亡	親族の続柄に応じ、定められた日数（配偶者10日、父母7日他）
15 父母の祭日	1日
16 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持等	7月から9月までの期間内において5日以内
17 災害による現住居の滅失、損壊	必要と認められる期間
18 災害による交通遮断、交通機関等の事故	必要と認められる期間
19 災害時の退勤途上における身体の危険回避	必要と認められる期間
20 妊娠中の職員の通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりに1日に1時間以内
21 妊娠中又は出産後1年以内の職員の保健指導又は健康診査	1回につき、必要な時間
22 妊娠中の職員の母体又は胎児の健康保持	適宜休息し、又は補食するために必要な時間
23 妊娠中の職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難な場合	必要な時間
24 感染症の予防、感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断、感染症の患者に対する入院勧告、感染症予防上必要な措置により勤務することが不適当な場合	必要と認められる期間

令和7年度は、「16夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持等」の取得が1人当たり4日ありました。

(3) 育児休業等の取得状況

育児休業等に関する制度には、3歳に満たない子を養育するために休業することができる育児休業、小学校就学前の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことができる部分休業、いくつかの勤務形態から職員が希望する日及び時間帯により勤務する育児短時間勤務があります。いずれも令和7年度における取得はありませんでした。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分は、一定の事由によって職員がその職務を十分に果たすことができない場合などに、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分で、公務能率の維持向上を図ることを目的としています。

懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対して職員に科する制裁としての処分で、公務における規律と秩序の維持を目的としています。

職員の分限処分及び懲戒処分は、当組合と派遣元の市との協議の上で、原則、派遣元の市において行います。

令和7年度における分限処分及び懲戒処分はありませんでした。

5 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条では、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員にはさまざまな義務や制限が課されています。

区 分		内 容	違反者数
命令に従う義務	地公法第32条	職員は、法令に従い、上司の命令に従わなければならない。	0人
信用失墜行為の禁止	地公法第33条	職員は、職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0人
秘密を守る義務	地公法第34条	職員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0人
職務に専念する義務	地公法第35条	職員は勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0人
政治的行為の制限	地公法第36条	職員は、政治活動等に関与してはならない。	0人
争議行為の禁止	地公法第37条	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0人
営利企業への従事制限	地公法第38条	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0人

令和7年度における営利企業への従事許可はありませんでした。

職務専念義務の免除

区 分	内 容	免除者数
免除の対象となる主な場合	地方公務員法第35条の職務専念義務は、下記のような場合に免除されます。 ①研修を受ける場合 ②厚生に関する計画の実施に参加する場合 ③その他、任命権者が定める場合	0 人

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

職員は、派遣元の市が実施する研修に参加しています。勤務成績の評定についても、派遣元の市において人事評価を実施しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福祉

職員の相互共済及び福利増進等を目的とした福利厚生制度及び共済組合制度等の諸制度については、各職員とも派遣元の市の制度に加入しています。

(2) 安全衛生管理

職員の健康の保持増進を図るとともに、快適な職場環境の形成に努めています。職員の健康の保持に当たっては、職員の派遣元の市が実施する健康診断等を受診しています。

(3) 職員の公務災害補償

公務上又は通勤途上の災害を受けた職員に対し、地方公務員災害補償法に基づく療養補償、休業補償等の各種補填を行います。なお、公務災害等の認定請求及び補償請求に当たっては、当組合の意見書及び報告書に基づいて、職員の派遣元の市がその事務を行います。

令和7年度における公務災害及び通勤災害の認定はありませんでした。

(4) 公平委員会に関すること

職員は、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出や相談を公平委員会にすることができます。公平委員会は、伊豆市、伊豆の国市と共同で設置しています。

令7年度における勤務条件に関する措置要求事案及び不利益処分に関する不服申し立て事案はありませんでした。